平成 28 年度

稚内市企業アンケート調査報告書

平成 28 年 10 月 6 日

稚内市建設産業部水産商工課

商工・労働グループ

稚内市企業アンケート調査

１．企業アンケート調査について

（１）目的

中小企業振興を核とし、地域経済の活性化を図ることを目的とした「稚内市中小企業振興基本条例」の制定に向けた取り組みを進めるとともに、基本条例に盛り込む予定としている「基本方針」を想定し、企業の経営状況を把握し、今後の施策の方向性及び優先度など、中小企業への支援制度の再構築を検討していくための情報収集を目的としてアンケート調査を行った。

（２）調査時期

平成２８年９月７日（水）～平成２８年９月２６日（月）　※締切後に届いた調査票も有効とした。

（３）調査範囲、調査方法

稚内商工会議所の協力を得て、同会議所８１７会員のうち、「社会福祉法人」「医療法人」「学校法人」「各種組合」「金融機関」などの中小企業以外の事業所及び「市外企業」「本社が稚内市以外の事業所」など９７会員を除き、７２０会員を対象として、郵送により調査票を配布して実施した。

（４）調査結果概要

アンケート調査の回収数は１７３件（回収率２４．０％）であり、本調査に有効とみなして集計した件数は、同数の１７３件（有効回答率１００．０％）であった。

アンケート調査は、大きく区分すると以下の５つの区分で調査を行った。

①「業種、資本金、従業員数などの企業データ」
②「企業の経営状況及び今後の方向性」
③「必要とする人材及び後継者」
④「本市を含む支援制度の認知度」
⑤「中小企業施策における今後の重要度」

全体を通して、人口減少に伴い「顧客の減少」と「従業員の確保」が大きな課題となっており、今後の経営においても、「販路拡大」と「従業員の確保」が大きなウェイトを占めている。しかしながら「人材を確保したいが適切な人がみつからない」という回答も多く、経営状況についても「横ばい」もしくは「減少する」と回答した企業が目立つ結果となった。

支援制度の入手先としては、多くが「商工会議所」「金融機関」から情報を入手しているという結果となったとともに、本市の既存の中小企業支援策の認知度は、制度資金を除き約５割が知らないという結果となったことからも、既存制度の更なる情報発信と使いやすい制度への見直しが求められている。

今後の中小企業施策の重要度については、「人材確保」「経営資金」「販路拡大」「新規創業」の順になっており、「人材確保」と「販路拡大」「新規創業」については、現在、支援制度がないことから、国や北海道などの制度の効果的な情報発信を強化するとともに、新たな支援制度構築にむけて検討を進める必要がある。

なお、「経営資金」については、既存の制度資金の情報不足なのか、制度自体を拡充すべきかの検討を更に加える必要がある。

２．企業アンケート調査集計

（１）回答企業の属性

アンケート調査配布数	７２０通（うち未配達　０通）
回収数	１７３通
回収率	２４．０％（１７３通／７２０通）
回答数	１７３通
回答率	２４．０％（１７３通／７２０通）
有効回答率	１００．０％（１７３通／１７３通）　※ただし設問毎に未回答あり。

（２）【業種】

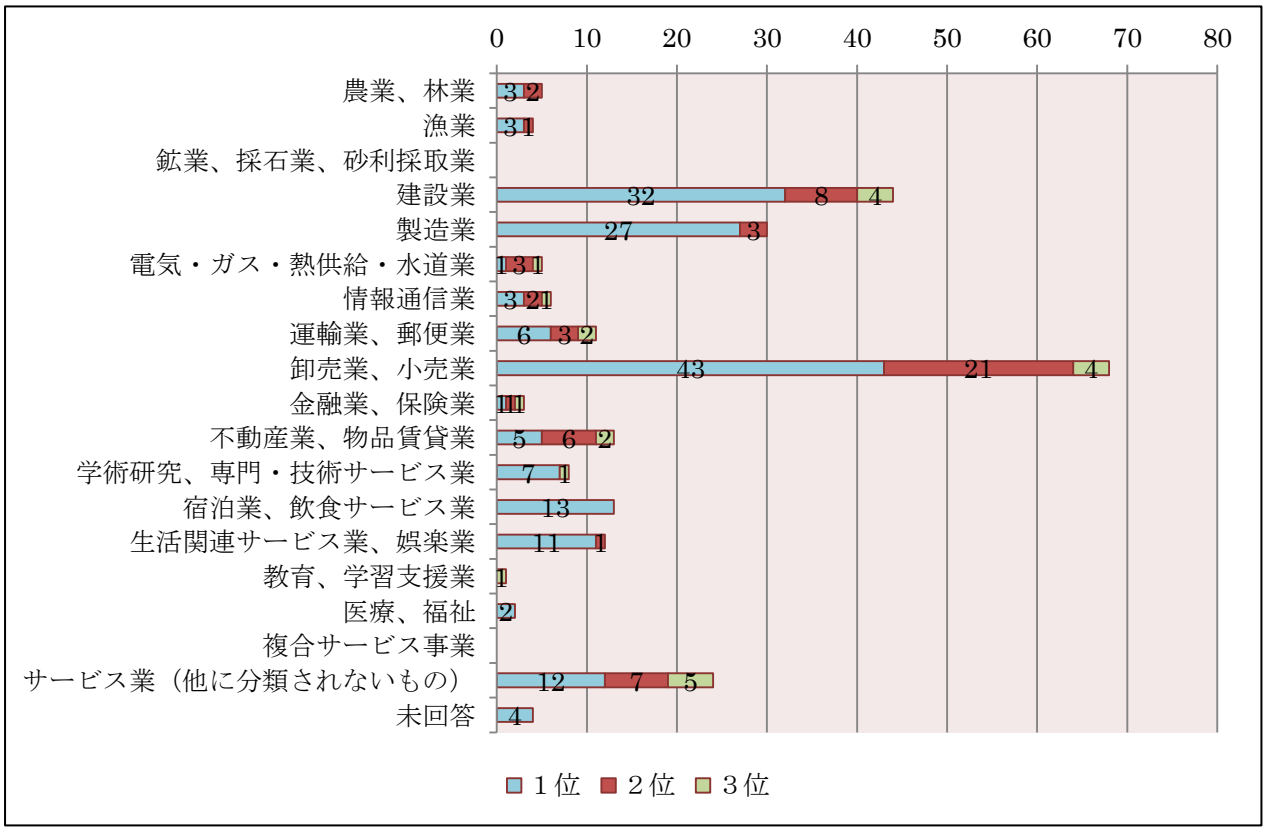

アンケート回答企業の業種については、未回答を除く、169 社のうち 109 社 64.5%が一つの業種、60 社 35.5%が、複数業種で経営している。

平成 26 年経済センサス基礎調査の業種別の構成割合と比較すると、「建設業」で若干割合が高く、「宿泊業、飲食サービス業」で構成割合が低い結果となったものの、概ね経済センサス基礎調査の結果と同様の構成割合となっている。

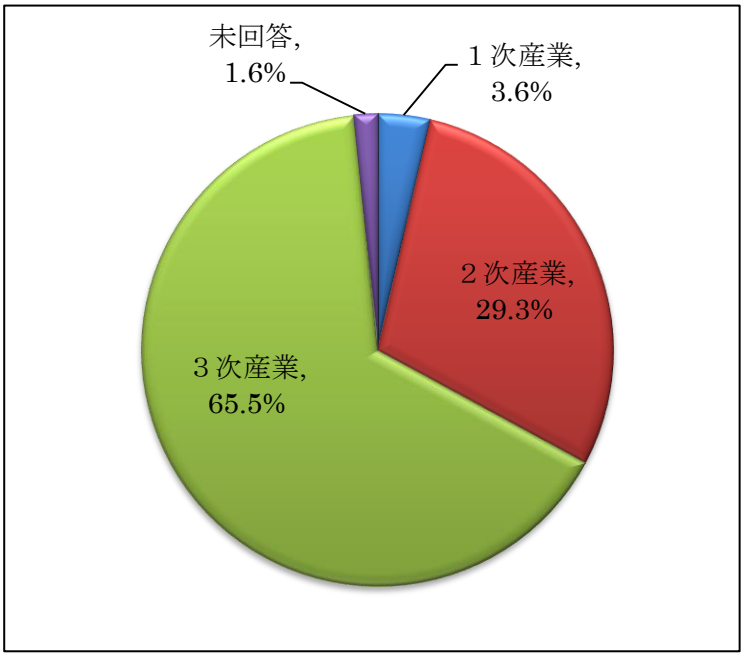

（３）【資本金別】

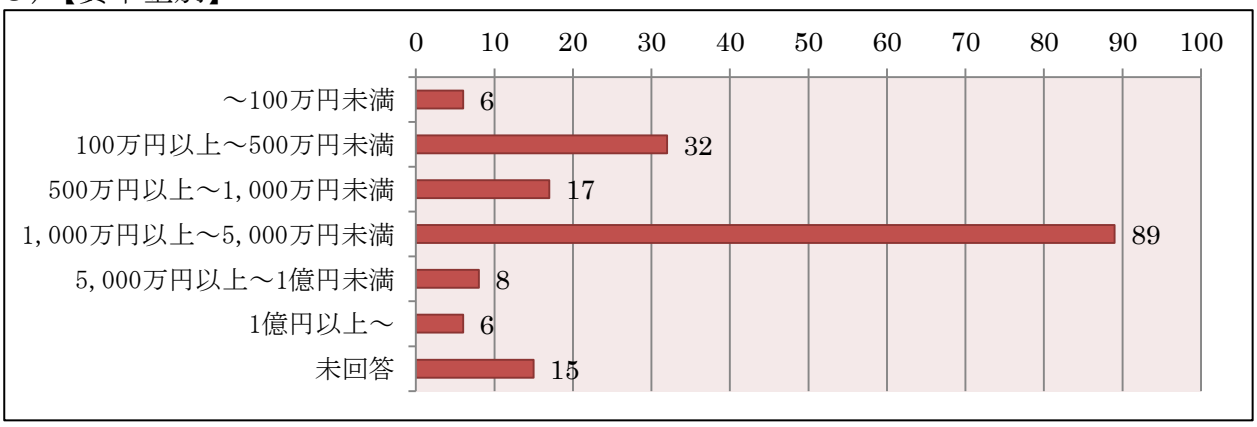

（４）【従業員数別】

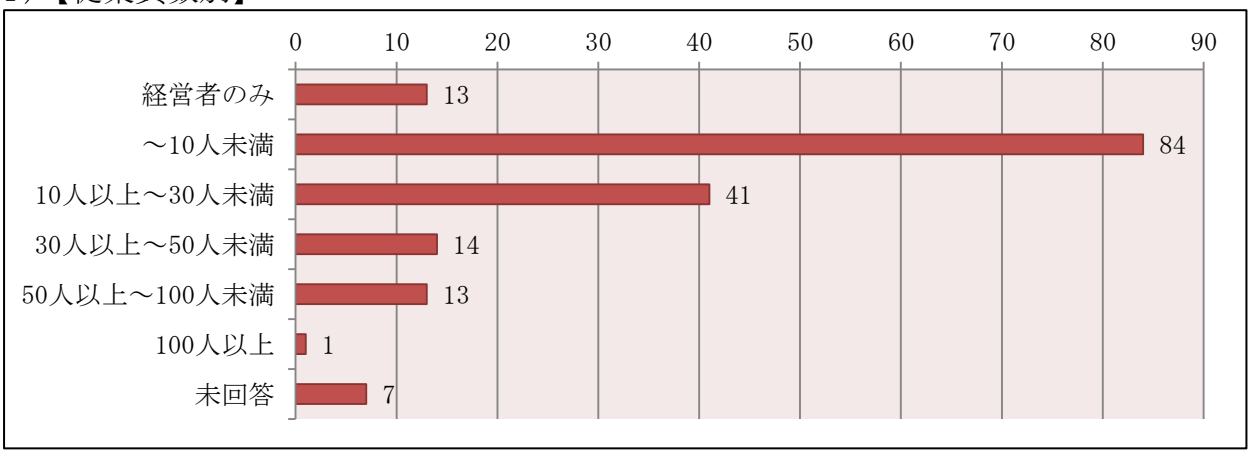

（３）【資本金別】及び（４）【従業員数別】の回答を集計した結果、回答企業（未回答は除く。）を、売上高第１位業種における資本金、従業員数の区分で判断すると、3 項目全てを回答している 152 社全てが、中小企業基本法に規定される「中小企業者」に該当する。

さらに、産業分類等を詳細に聞き取りしていないことから、おおよそではあるが、売上高第１位業種における従業員数の区分で判断すると、2 項目全てを回答している 163 社中、中小企業基本法に規定される「小規模企業者」に該当している企業は、93 社と約 6 割（57.1%）を占めている。

【参考】中小企業基本法における中小企業者の範囲

※以下の表の区分による会社（会社法上の会社を指すもの。士業法人を含む。）及び個人をいう。

業　　種	資本金		従業員数
製造業・建設業・運輸業・その他	3 億円以下	又は	300 人以下
卸売業	1 億円以下	又は	100 人以下
小売業	5 千万円以下	又は	50 人以下
サービス業	5 千万円以下	又は	100 人以下

※会社法上の会社・・・株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・(特例)有限会社

※士業法人・・・税理士法人・行政書士法人・司法書士法人・社会保険労務士法人など

【参考】中小企業基本法における小規模企業者の範囲

業　種	資本金		従業員数
製造業・その他	―		20 人以下
商業・サービス業	―		5 人以下

問１　直近の売上高

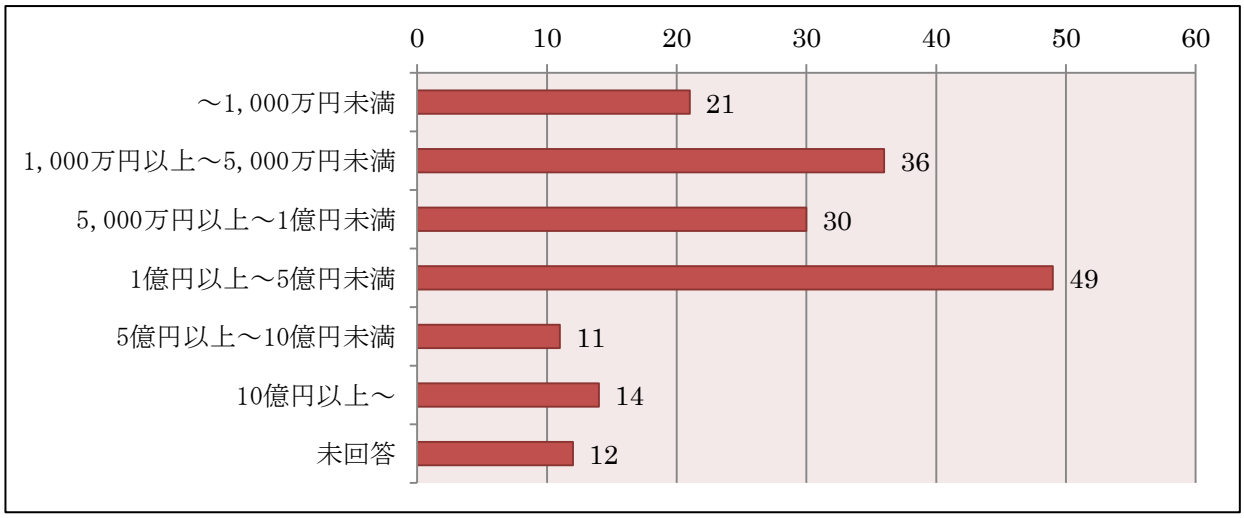

問２　直近における主な仕入れ先と販売先の割合の平均値

区　　分	仕　入　先 （有効回答 150 社の平均）	販　売　先 （有効回答 155 社の平均）
市　内	52.0%	64.6%
市内を除く宗谷管内	4.7%	11.4%
宗谷管内を除く道内	36.0%	13.5%
道内を除く国内	7.0%	10.0%
海　外	0.3%	0.5%
合　　計	100.0%	100.0%

問１の売上高については、未回答を除く、161 社の売上高の平均額は、約 3 億 2 千万円となり、問２の仕入れ先と販売先の割合は、上記のとおりとなった。

業種によっては、物理的に市内からの仕入れ、販売が不可能なケースがあることを承知したうえでの推測とはなるが、仮に市内からの仕入れ割合、市内への販売割合を 1%高めることによって、平均売上高から 1 社につき、約 320 万円の経済活動が生まれる。

この推測から判断すると、地元消費者はもちろん、企業間も含めた産品、サービスの「地産地消」を進めることによって、大きな経済活動が生まれるものと考えられる。

問３　直近５ヵ年の業績はどのような傾向でしたか。

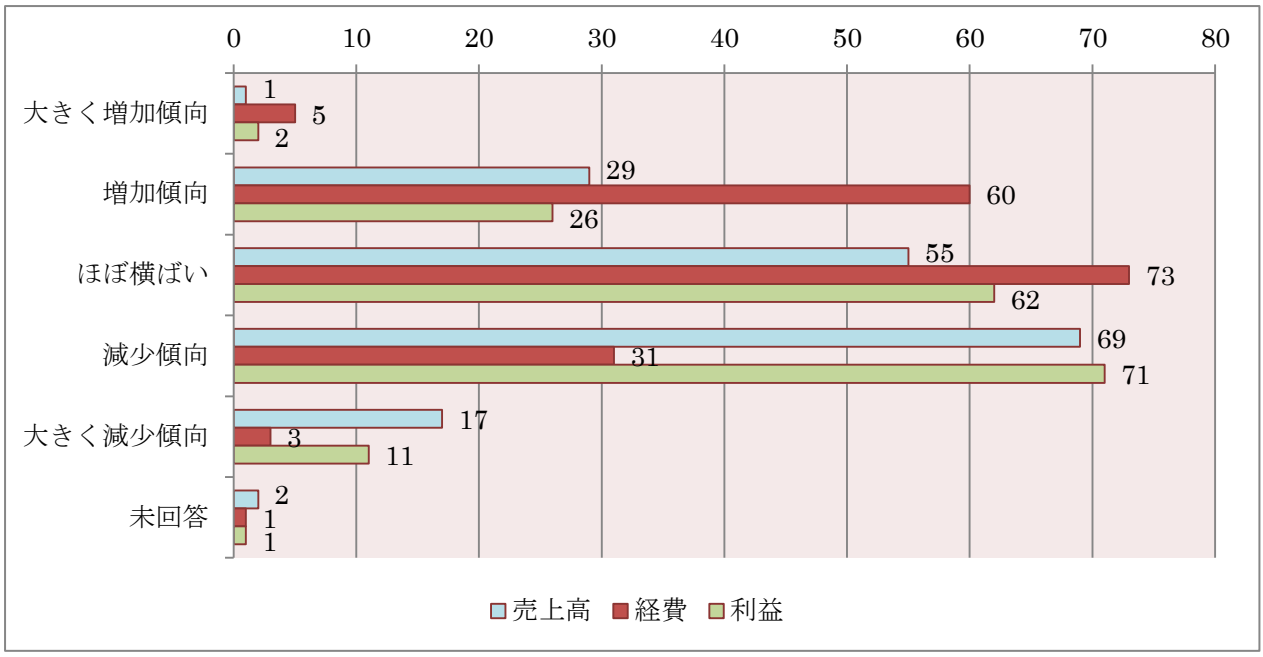

【売上高】

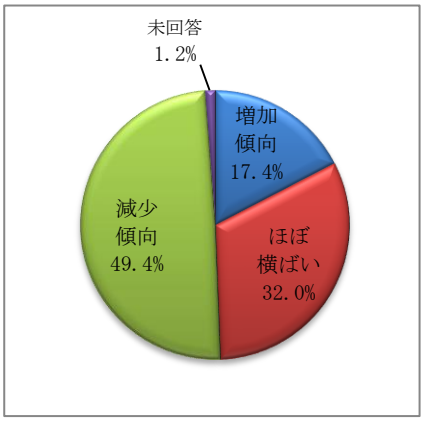

【経　費】

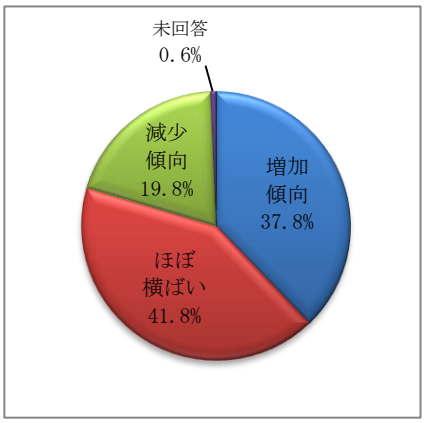

【利　益】

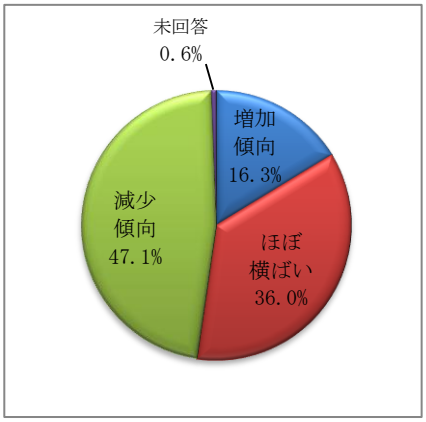

直近５年間の業績では、売上が減少傾向（大きく減少を含む）と回答した企業が 86 社 49.4%を占めるとともに、経費の増加傾向（大きく増加をを含む）と回答した企業 65 社 37.8%あることから、総じて、利益が減少傾向（大きく減少を含む）と答えた企業は、82 社 47.1%の結果となっており、市内企業の厳しい経営実態が見える結果となっている。

問５　今後、１年間程度の業績予想はどのように見込んでいますか。

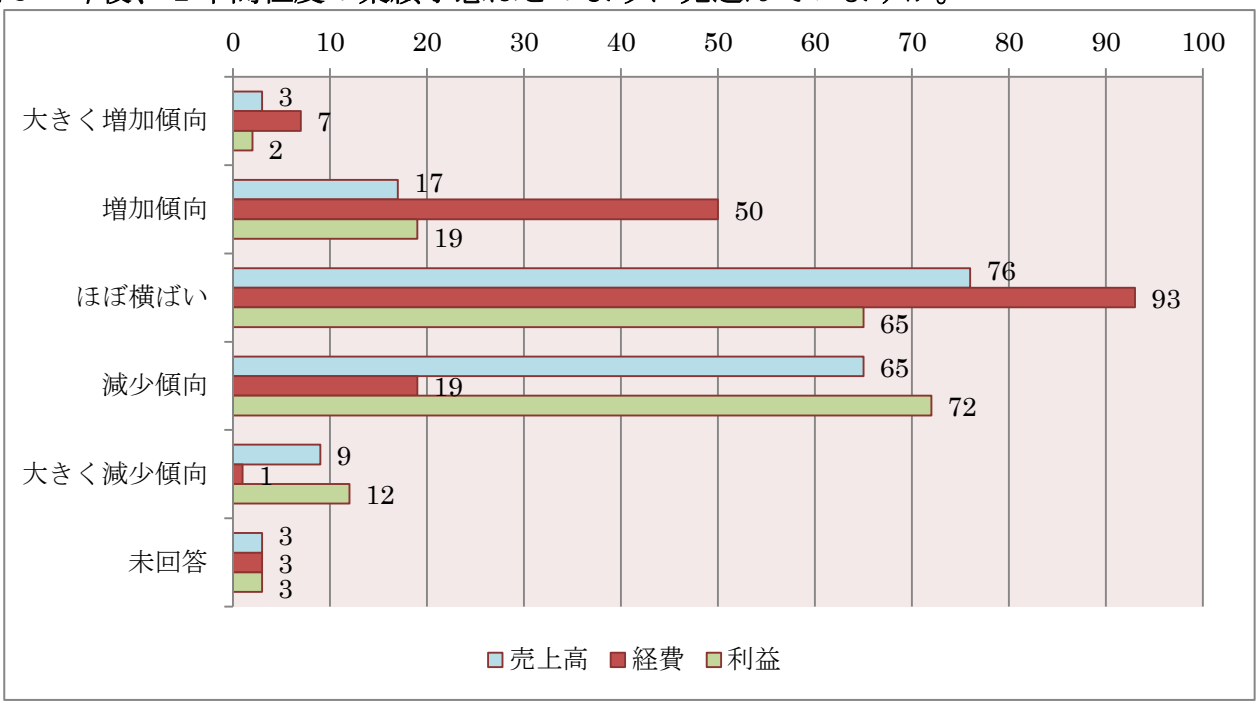

【売上高】

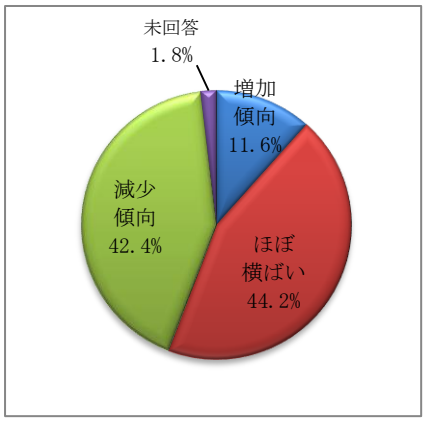

【経　費】

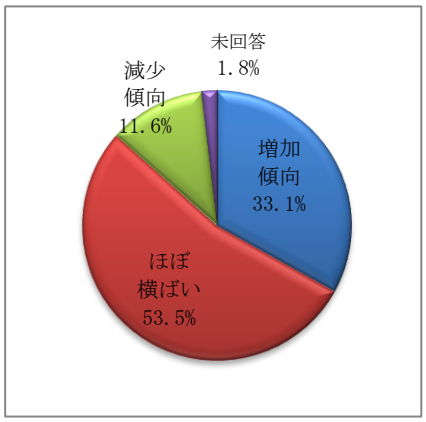

【利　益】

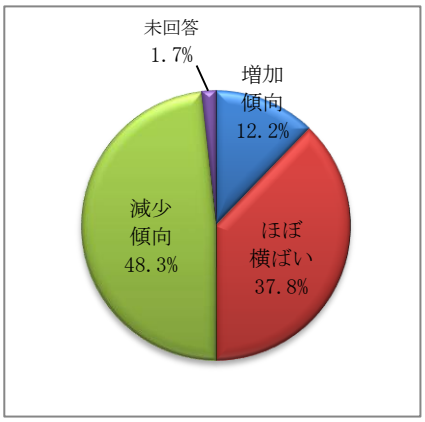

今後の見込みにおいても売上の減少傾向（大きく減少含む）と回答した企業が 74 社 42.4%、経費の増加傾向（大きく増加をを含む）と回答した企業 57 社 33.1%を占め、利益の減少傾向（大きく減少を含む）を見込むと答えた企業は、84 社 48.3%の結果となっており、今後 1 年間の見込みにおいても経営の厳しさを予測する結果となっている。

問７　現在、経営上で課題になっていることは何ですか。（上位３つ）

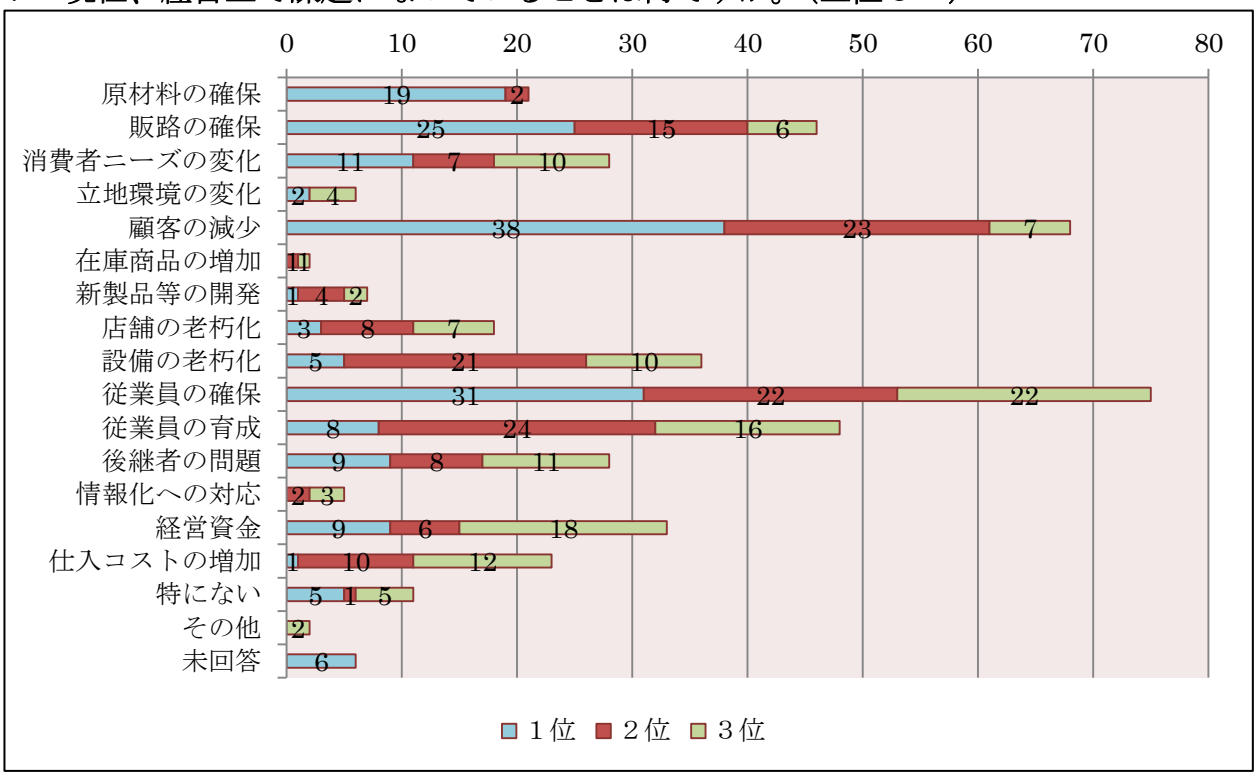

※上記を「１位回答５点」、「２位回答３点」、「３位回答１点」とし、点数化したもの

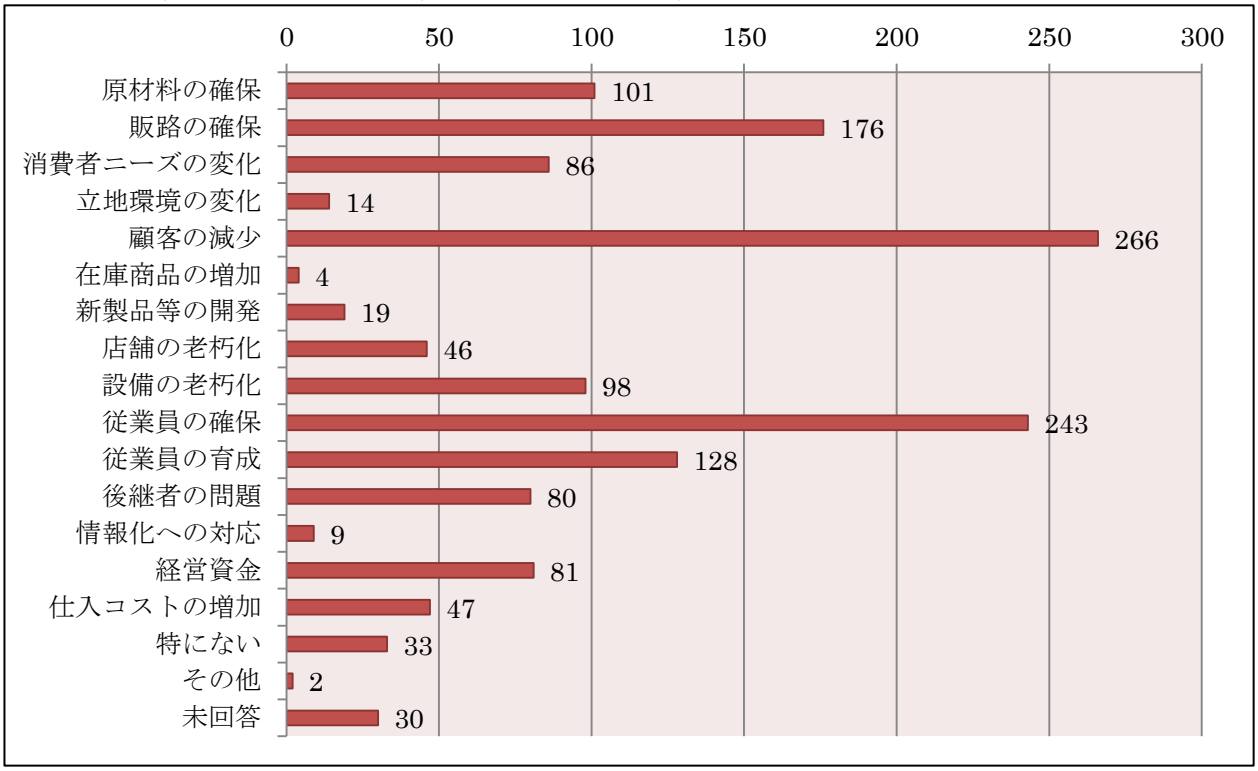

経営上の課題として、回答企業数 167 社のうち「従業員の確保」と答えた企業が 75 社に上り、その割合は 44.9%となる。また、「従業員の育成」と答えた企業は 48 社 28.7%と「人材」に対する回答が多くなっている。

次いで、人口減少に伴う「顧客の減少」や「販路の確保」などが企業経営の課題となっている。

なお、1～3 位回答を点数化した場合は、1 位回答に「顧客の減少」と答えた企業が 38 社となることから、点数化した場合は、上記のように「顧客の減少」「従業員の確保」「販路の確保」の順となる。

問８　今後の経営で力を入れようとしていることは何ですか。（上位３つ）

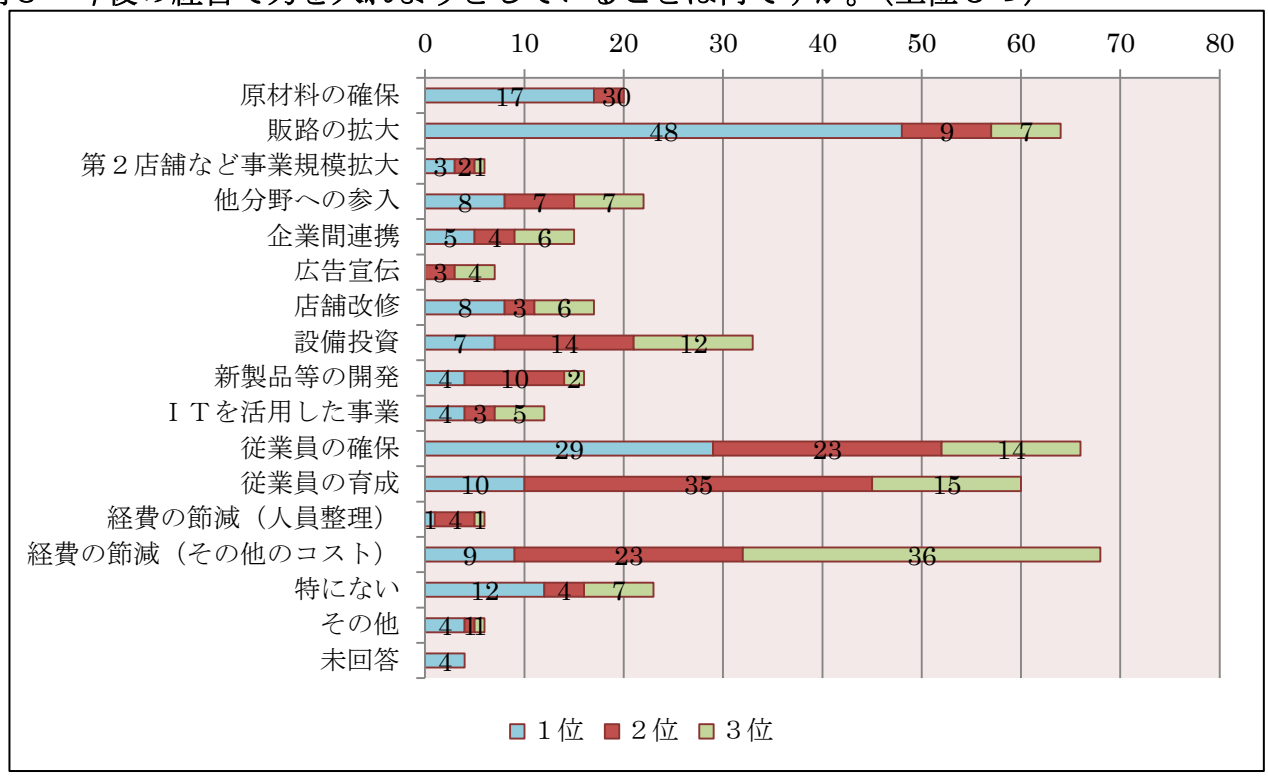

※上記を「１位回答５点」、「２位回答３点」、「３位回答１点」とし、点数化したもの

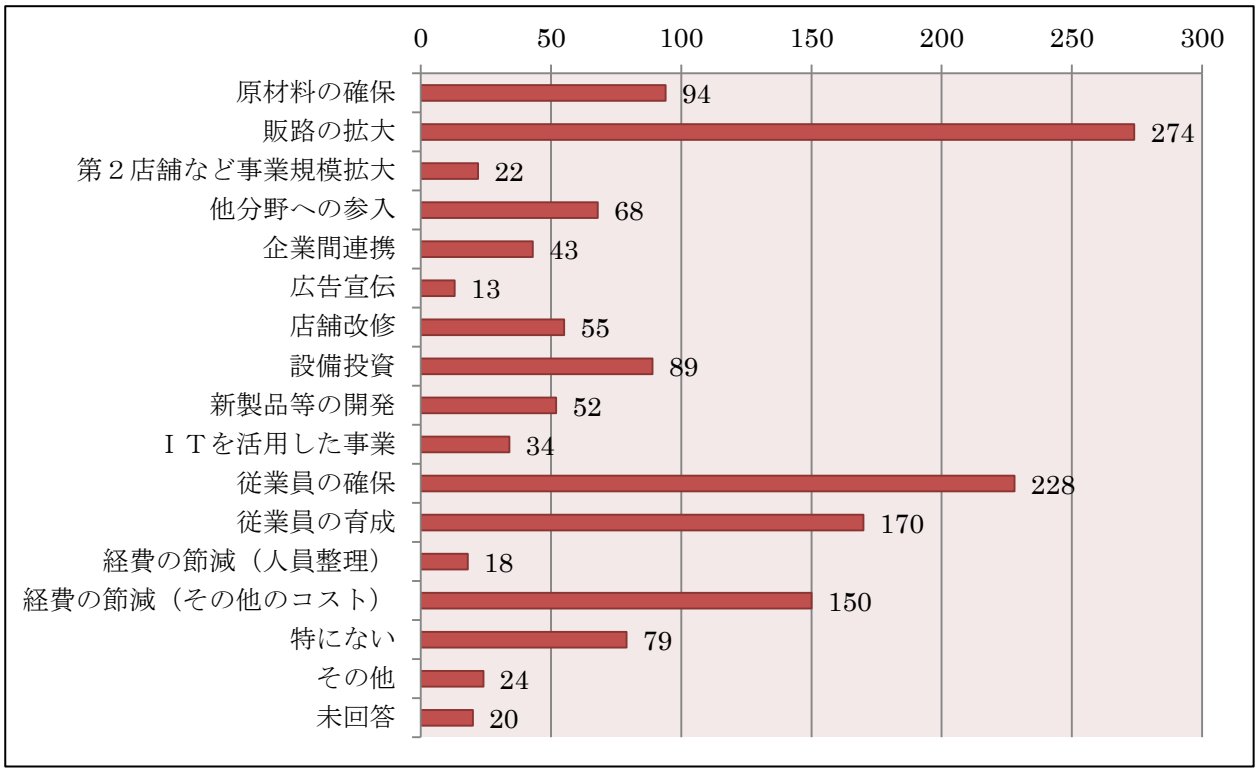

今後の経営で力を入れる点においては、回答企業数 169 社のうち 68 社 40.2%の企業が「経費の節減（その他のコスト）と回答しているものの、点数化した場合には、１位回答数が 48 社 28.4%であった「販路の拡大」に力を入れると回答した企業が多い。

次いで、経営上の課題にも上げられている「人材の確保」「人材の育成」など「人材」について回答した企業が多い結果となった。

問９　新たな商品やサービスなどの開発について、課題と感じていることは何ですか。（上位３つ）

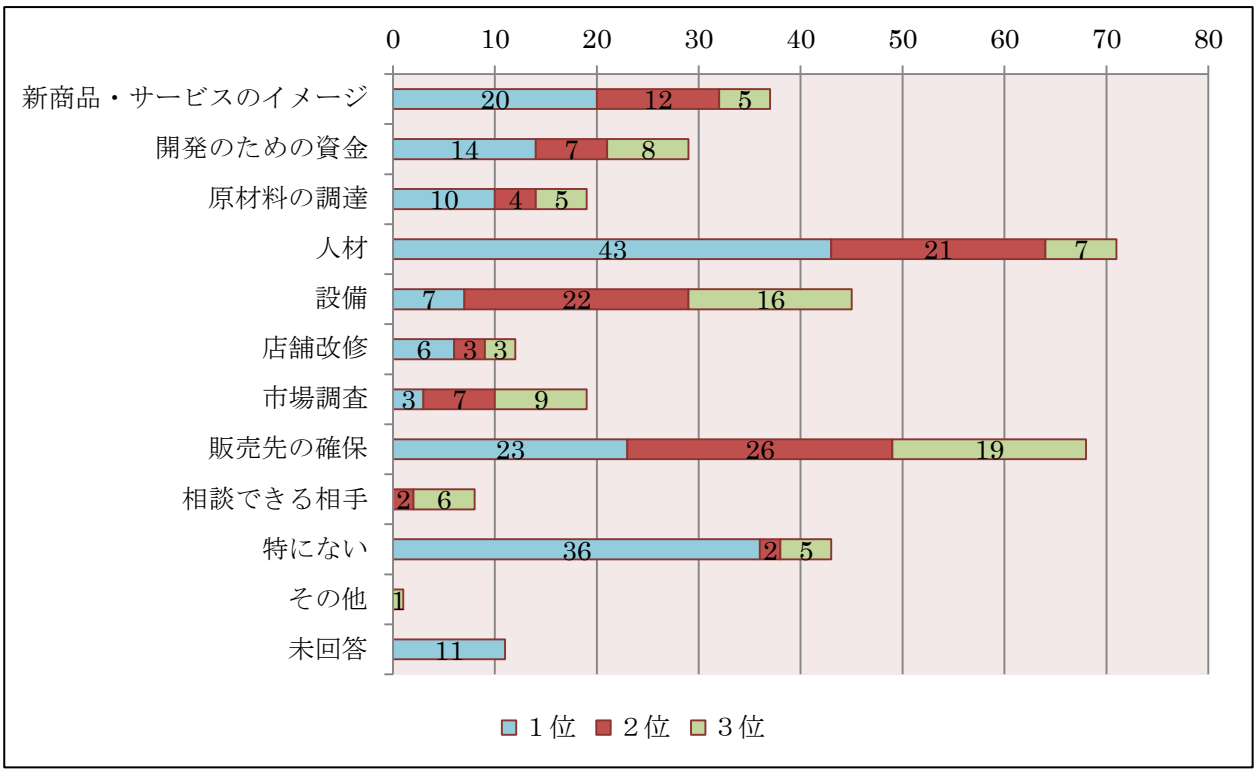

※上記を「１位回答５点」、「２位回答３点」、「３位回答１点」とし、点数化したもの

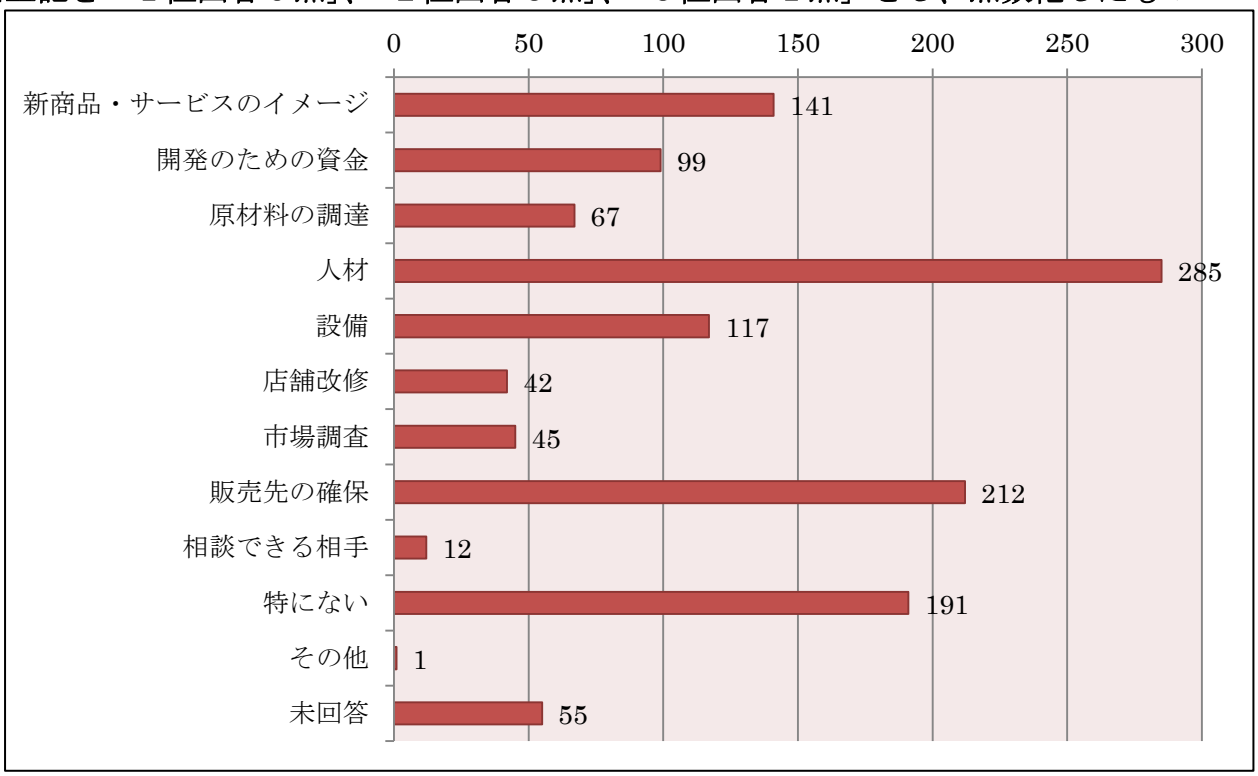

新たな商品やサービスなどの開発についての課題においても、162 社中 71 社 43.8%の企業が、経営上の課題と同様に「人材」と回答しており、現状の経営において人材が不足していることが、新たな商品やサービス開発に結び付かないという結果だと推測される。

問 10　今後、他の企業や大学、試験研究機関との連携や共同開発をしたいと思いますか。

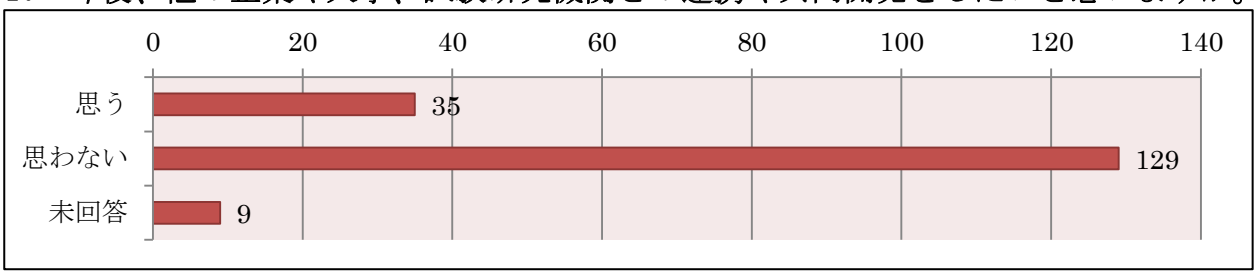

問 11　問 10 で「①　思う」とお答えの方にお聞きします。どのような相手との連携や共同研究をお考えですか。

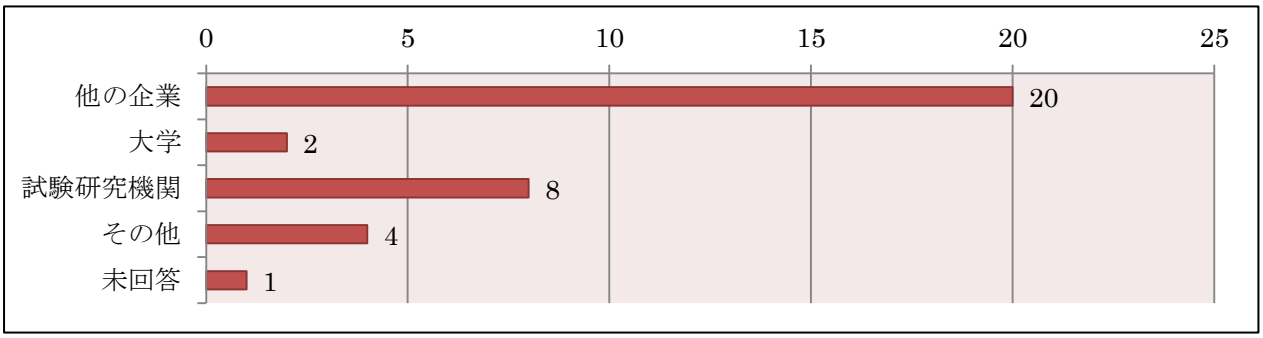

他の企業を含めた関係団体との連携や共同開発を望む声としては、164 社中 35 社 21.3%の企業が連携等を望んでおり、連携相手としては、「他の企業」とした回答が 20 社 58.8%を占める結果となった。

問 12　現在、最も必要としているのはどのような人材ですか。

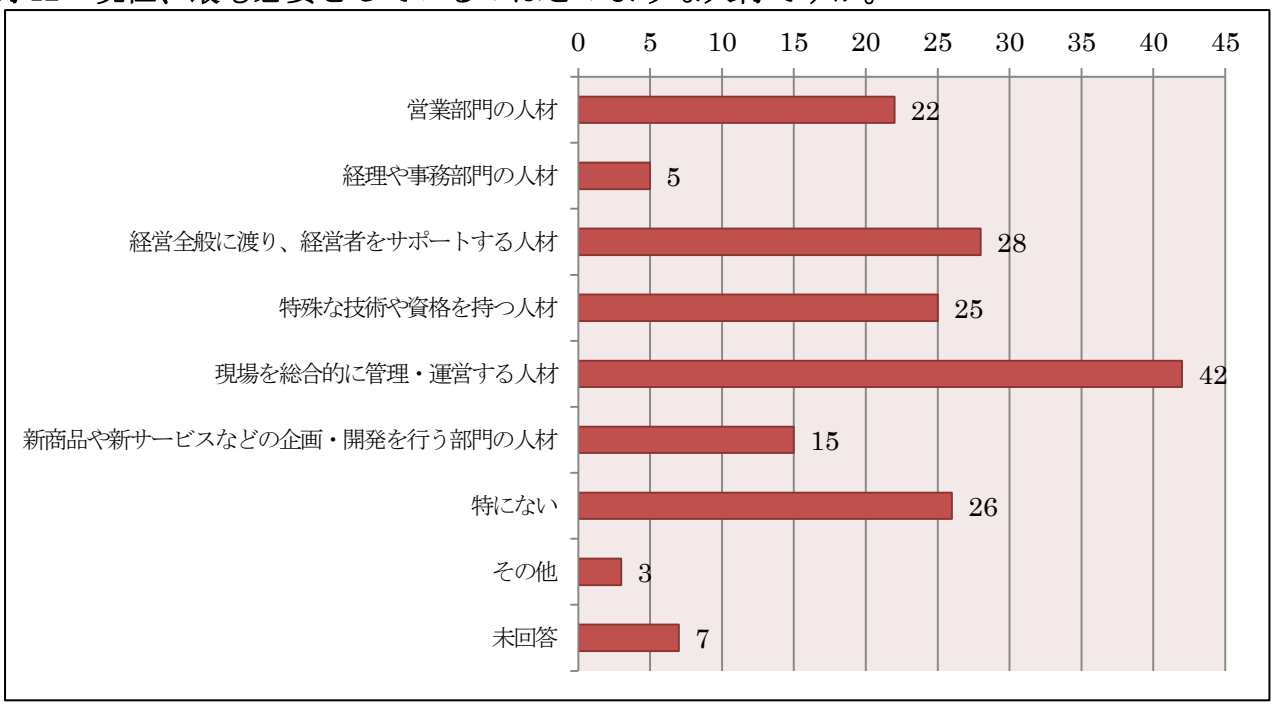

問 13　人材の確保・育成について、最も課題となっていることは何ですか。

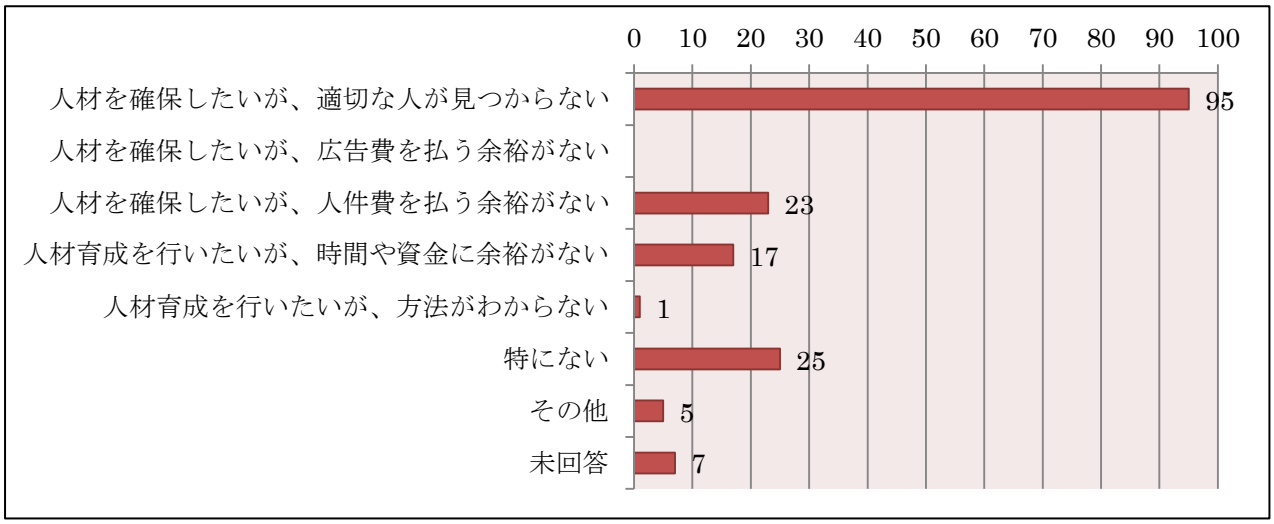

経営上の課題、今後の経営で力を入れる点、新製品・サービス開発においても「人材」について回答した企業が多い中、市内の企業が今必要としている人材については、「現場を総合的に管理・運営する人材」と答えた企業が、166 社中 42 社 25.3%、次いで「経営全般に渡り、経営者をサポートする人材」と答えた企業が 25 社 15.1%となっている。

一方で、人材確保・育成についての課題としては、166 社中 95 社 57.2%が「適切な人が見つからない」と回答しており、問 12、問 13 を総合的に判断すると、企業にとって「即戦力の人材」を求めていると考えられる。

しかし、稚内市内の求人・求職状況をみると、平成 27 年度の有効求人倍率は、0.96 と 1 に近づいてはいるものの、職業別求人倍率では、「管理的職業」「専門的・技術的職業」が大きく 1 を超え、一方、求職では「事務的職業」「選別・軽作業員」などの職を求める「求人と求職のミスマッチ」が起きている状態である。

建設業など一部業種で進められているような、新規学卒者を採用して「人材を確保」し、その後「人材育成」を行い企業が必要とする人材に育てる仕組みを検討していく必要があるものと思われる。

問 14　あなたの後継者について、どのようにお考えですか。

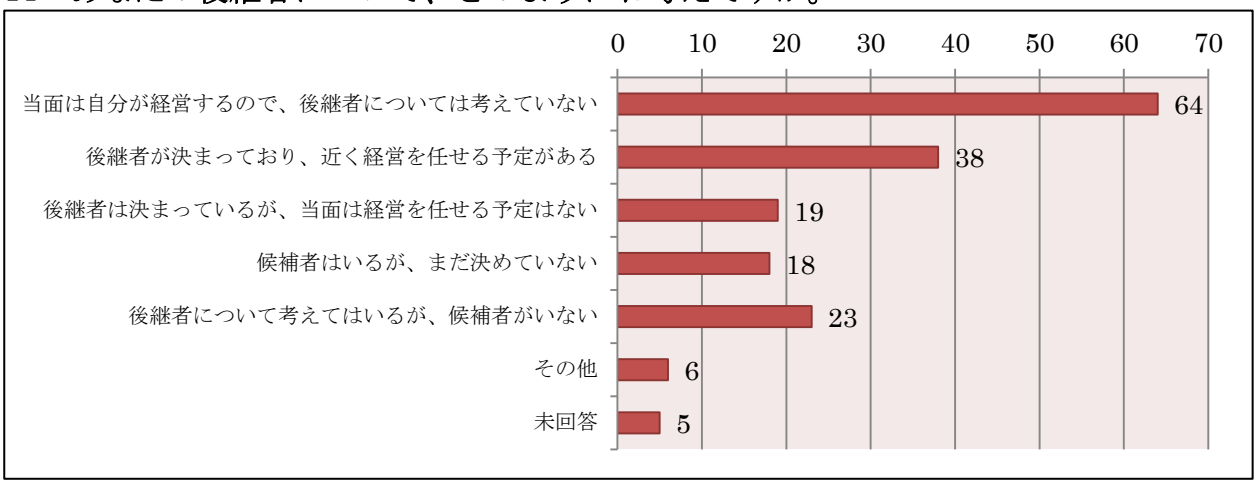

問 15　問 14 で「⑤　後継者について考えているが、候補者がいない」とお答えの方にお聞きします。今後どのような対応を予定していますか。

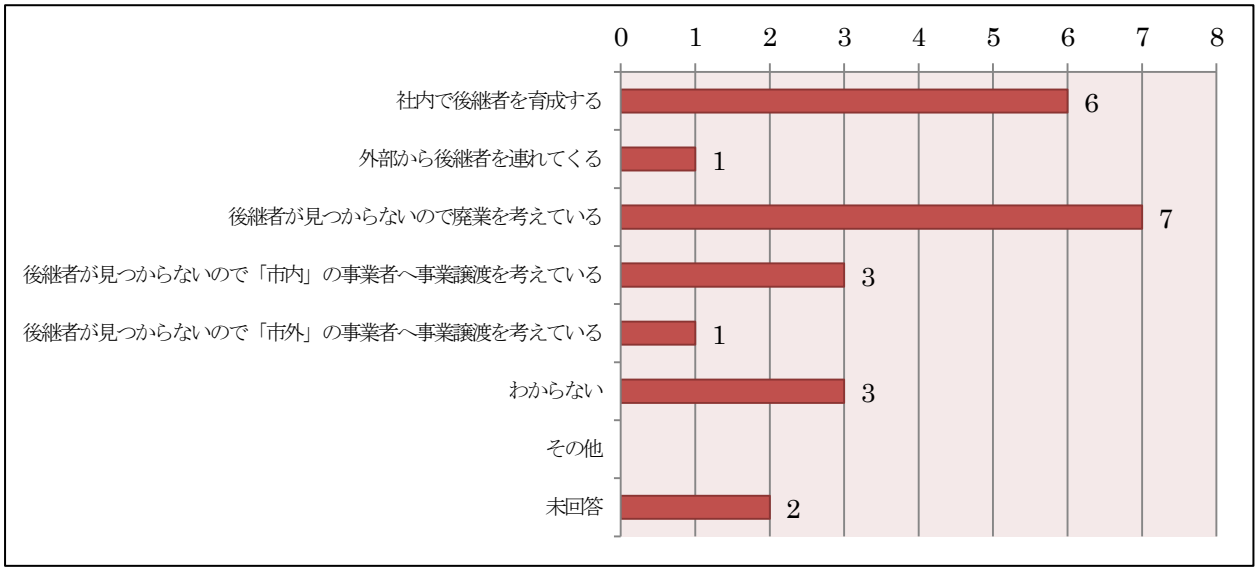

【経営者年代別】

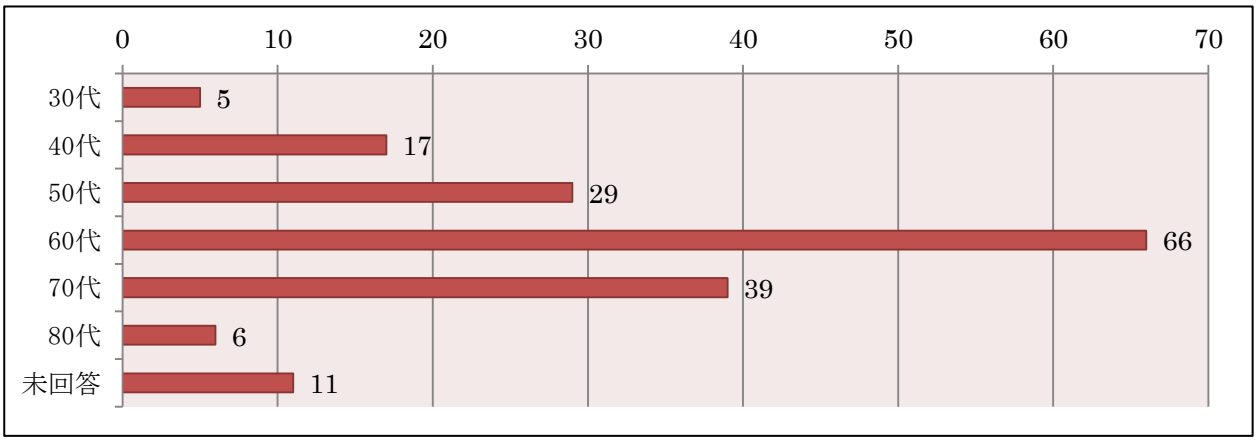

経営者の年代別の割合は、60 才代以降が 162 社中 111 社 68.5%を占めており、後継者については 168 社中 64 社 38.1%が「当面は自分が経営するので後継者は考えていない」と回答している。

そのような中、「後継者について考えてはいるが候補者がいない」と回答した 23 社の中では、「後継者が見つからないので廃業を考えている」とした企業が 7 社 30.4%と高い結果となっている。市内企業の廃業は、地域経済の活力低下に結び付くことからも、今後、重要な課題になると思われる。

問 16　国や北海道、市、関係団体などの支援制度の情報は、どこから入手しますか。
（上位３つ）

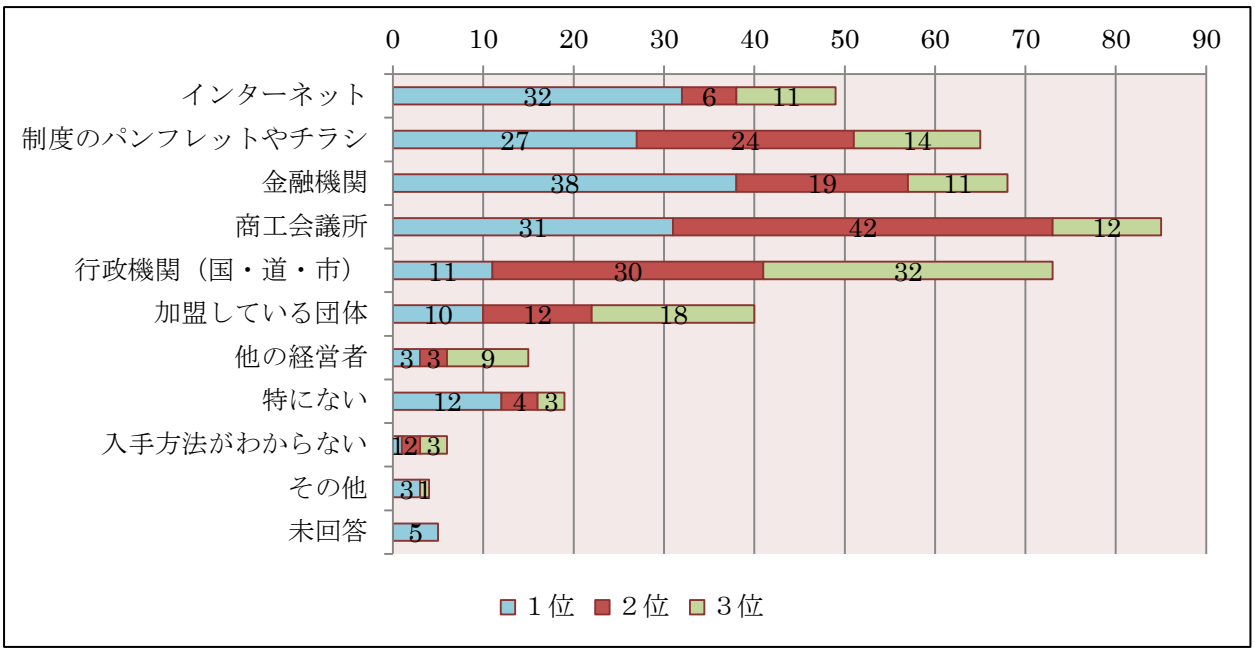

※上記を「１位回答５点」、「２位回答３点」、「３位回答１点」とし、点数化したもの

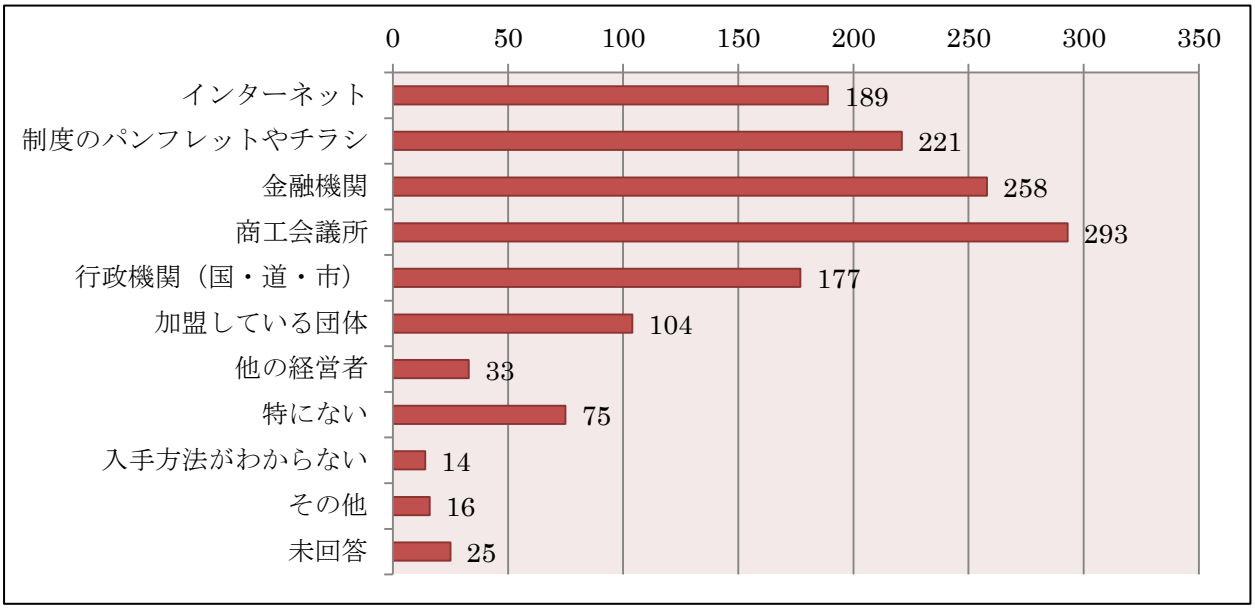

補助金や助成金、各種支援制度など企業が活用できる支援制度は、国や北海道、支援団体や金融機関など様々であり、「主体」、「内容」ともに多様である。

市内企業の情報入手先としては、第 1 位回答数では、「金融機関」が 168 社中 38 社 22.6%と多く、次いで「インターネット」32 社 19.0%となっており、

また、点数化した場合は、「商工会議所」、「金融機関」「制度のパンフレットやチラシ」の順となる。

第 1 位回答数、点数化した場合のいずれも、稚内市をはじめ行政機関からの情報入手は低い結果となっている。

問 17　稚内市が実施している企業向け支援制度について、それぞれ選択肢から選び回答欄に回答願います。

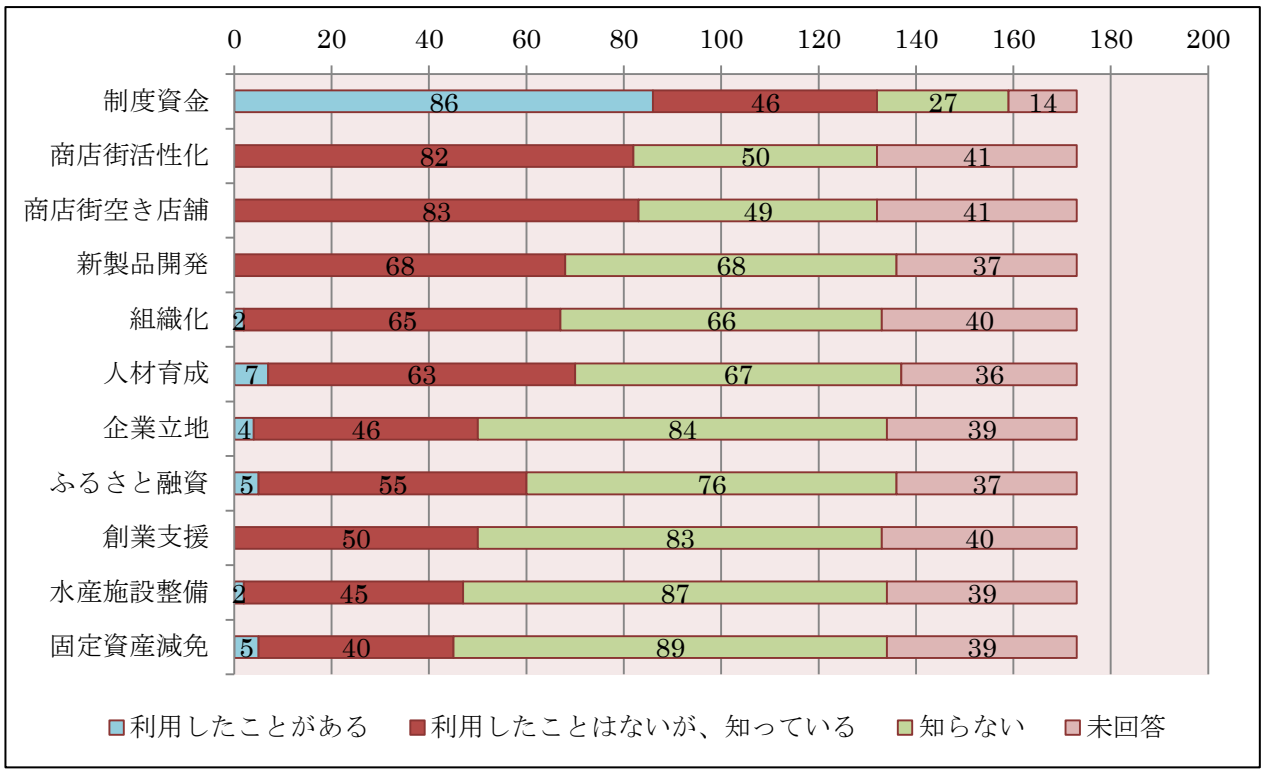

問 18　稚内市の支援制度について、どのようなことを感じていますか。

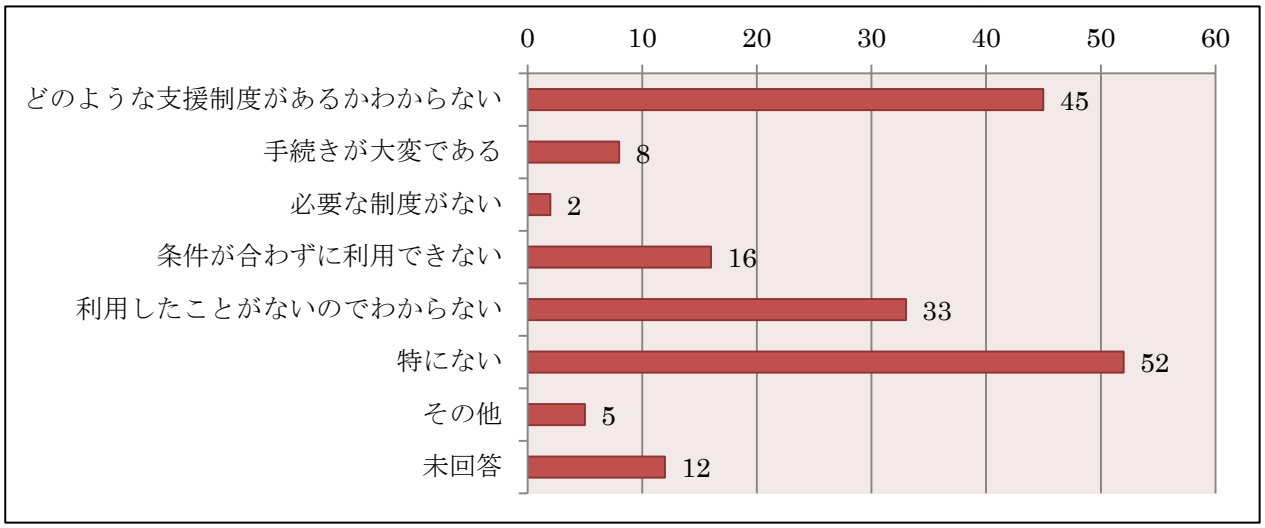

本市の支援制度の認知度として、稚内市中小企業特別融資制度については、回答企業数 159 社中、「利用したことがある」及び「利用したことはないが知っている」とした企業は、132 社 83.0%と非常に高い結果となったが、新製品等研究開発助成金など他の中小企業振興条例に基づく各種助成制度や企業立地促進条例、ふるさと融資制度など、制度資金以外の認知度については、「知らない」と回答した企業が半数以上を占める結果となった。

さらに、稚内市の支援制度について感じていることの質問に対しては、161 社中「どのような支援制度があるかわからない」「利用したことがないのでわからない」と答えた企業合わせて、97 社 60.2%と認知度不足が露わになっている。

支援情報の入手先と併せ、市のホームページを活用した情報発信の強化や商工会議所、金融機関との連携を強化し、制度情報を伝達するなど、積極的な情報発信の仕組みづくりを早急に検討する必要がある。

問 19　今後の稚内市の中小企業振興において、重要視すべきものはどのようにお考えですか。（上位３つ）

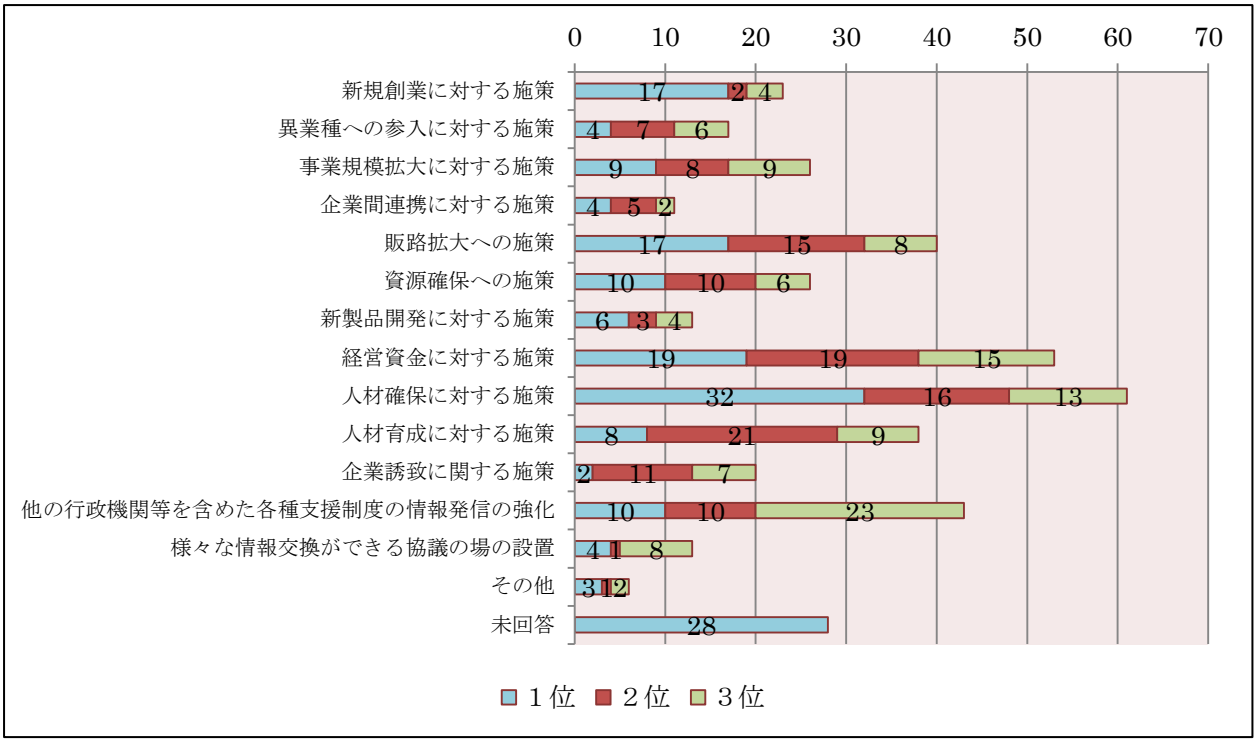

※上記を「１位回答５点」、「２位回答３点」、「３位回答１点」とし、点数化したもの

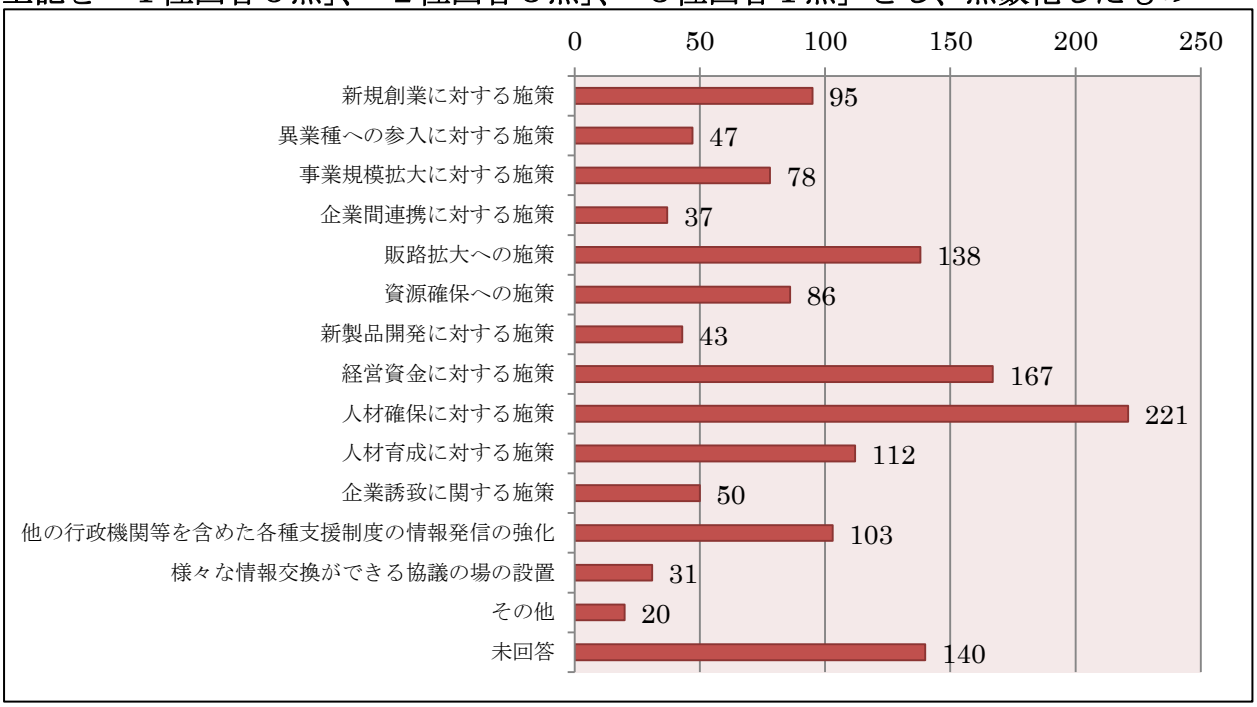

今後の稚内市の中小企業振興の重要視すべき施策については、145 社中 1 位回答の多い順に「人材確保」32 社 22.1%、「経営資金」19 社 13.1%、「販路拡大」17 社 11.7%、「新規創業」17 社 11.7%となっており、点数化した場合においても同様の結果となっている。

「人材確保」と「販路拡大」、「新規創業」については、現在、本市には、支援制度がないことから、国や北海道などの既存制度の効果的な情報発信を強化するとともに、本市においても新たな支援制度の構築に向けて検討を進める必要がある。

なお、「経営資金」については、既存の制度資金の情報不足なのか、制度自体を拡充すべきかの検討を更に加える必要がある。

企業アンケート調査

～　調査へのご協力のお願い　～

日頃より、本市の行政運営に際しましては、多大なるご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市では総合計画や地方創生総合戦略においても、産業振興は重要な課題と位置づけ施策を推進しておりますが、新たに中小企業振興の基本理念として、頑張る中小企業の皆さんを市・関係機関・市民など、市全体で応援し、協力・支援をしていくことを目指した「稚内市中小企業振興基本条例」の制定を目指し、現在、取り組みを進めているところです。

そこで、稚内商工会議所の協力を得て、市内の経営者の皆様に最近の経営環境などについての考え方をお伺いするとともに、中小企業の活性化施策の方向性を検討するための基礎資料とすることを目的としてアンケート調査を行うものです。

大変お忙しいところ誠に恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、調査票の回答欄に記入の上、９月２６日（月）までに、「同封した返信用封筒（切手は不要です）」によるご回答にご協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、調査結果は集計したものを用い、個票での公表はいたしませんので、皆様の日々のお考えや感じていることをご自由にお答えいただければ幸いです。

平成２８年９月
稚内市長　工　藤　　広

この調査票について、ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

〒097-8686　稚内市中央３丁目13番15号
稚内市建設産業部水産商工課　（担当：商工・労働グループ　野村・石井）
直通電話　２３－６４６７
ＦＡＸ　２３－７９９９
Ｅ－mail　suisansyoko@city.wakkanai.hokkaido.jp

問１　直近の売上高をご記入願います。

おおよそ　　円

問２　直近における主な仕入先と販売先について、おおよその割合をご記入願います。

区　　分	仕　入　先	販　売　先
市内	％	％
市内を除く宗谷管内	％	％
宗谷管内を除く道内	％	％
道内を除く国内	％	％
海外	％	％
合　　計	１００％	１００％

問３　直近５ヵ年の業績はどのような傾向でしたか。

【売上高】

①　大きく増加傾向　　②　増加傾向　　③　ほぼ横ばい
④　減少傾向　　⑤　大きく減少傾向

【経費】

①　大きく増加傾向　　②　増加傾向　　③　ほぼ横ばい
④　減少傾向　　⑤　大きく減少傾向

【利益】

①　大きく増加傾向　　②　増加傾向　　③　ほぼ横ばい
④　減少傾向　　⑤　大きく減少傾向

問３回答欄

売上高	経費	利益

問４　問３の回答について、記載することが可能な「要因」があればお答え願います。

問５　今後、１年間程度の業績予想はどのように見込んでいますか。

【売上高】

①　大きく増加する　②　増加する　③　変わらない
④　減少する　⑤　大きく減少する

問５回答欄
売上高

【経費】

①　大きく増加する　②　増加する　③　変わらない
④　減少する　⑤　大きく減少する

経費

【利益】

①　大きく増加する　②　増加する　③　変わらない
④　減少する　⑤　大きく減少する

利益

問６　問５の回答について、記載することが可能な「見込み」があればお答え願います。

問７　現在、経営上で課題になっていることは何ですか。（上位３つ）

①　原材料の確保　②　販路の確保　③　消費者ニーズの変化
④　立地環境の変化　⑤　顧客の減少　⑥　在庫商品の増加
⑦　新製品等の開発　⑧　店舗の老朽化　⑨　設備の老朽化
⑩　従業員の確保　⑪　従業員の育成　⑫　後継者の問題
⑬　情報化への対応　⑭　経営資金　⑮　仕入コストの増加
⑯　特にない
⑰　その他

問７回答欄
１位
２位
３位

問８　今後の経営で力を入れようとしていることは何ですか。（上位３つ）

①　原材料の確保　②　販路の拡大　③　第２店舗など事業規模拡大
④　他分野への参入　⑤　企業間連携　⑥　広告宣伝　⑦　店舗改修
⑧　設備投資　⑨　新製品等の開発　⑩　ＩＴを活用した事業
⑪　従業員の確保　⑫　従業員の育成　⑬　経費の節減（人員整理）
⑭　経費の節減（その他コスト）　⑮　特にない（現状維持）
⑯　その他

問８回答欄
１位
２位
３位

問９　新たな商品やサービスなどの開発について、課題と感じていることは何ですか。（上位３つ）

問９回答欄
１位
２位
３位

①　新商品・サービスのイメージ　②　開発のための資金
③　原材料の調達　④　人材　⑤　設備　⑥　店舗　⑦　市場調査
⑧　販売先の確保　⑨　相談できる相手　⑩　特にない
⑪　その他

問 10　今後、他の企業や大学、試験研究機関との連携や共同開発をしたいと思いますか。

問 10 回答欄

①　思う　⇒問 11 へ
②　思わない　⇒問 12 へ

問 11　問 10 で①とお答えの方にお聞きします。どのような相手との連携や共同研究をお考えですか。

問 11 回答欄

①　他の企業　②　大学　③　試験研究機関
④　その他

【連携・共同研究の記載可能な「イメージ」があれば、お答え願います。】

問 12　現在、最も必要としているのはどのような人材ですか。

問 12 回答欄

①　営業部門の人材　②　経理や事務部門の人材
③　経営全般に渡り、経営者をサポートする人材
④　特殊な技術や資格を持つ人材　⑤　現場を総合的に管理・運営する人材
⑥　新商品や新サービスなどの企画・開発を行う部門の人材
⑦　特にない
⑧　その他

問 13　人材の確保・育成について、最も課題となっていることは何ですか。

問 13 回答欄

①　人材を確保したいが、適切な人が見つからない
②　人材を確保したいが、広告費を払う余裕がない。
③　人材を確保したいが、人件費を払う余裕がない
④　人材育成を行いたいが、時間や資金に余裕がない。
⑤　人材育成を行いたいが、方法がわからない。
⑥　特にない
⑦　その他

問 14　あなたの後継者について、どのようにお考えですか。

問 14 回答欄

① 当面は自分が経営するので、後継者については考えていない
② 後継者が決まっており、近く経営を任せる予定がある
③ 後継者は決まっているが、当面は経営を任せる予定はない
④ 候補者はいるが、まだ決めていない

⇒問 16 へ

⑤ 後継者について考えているが、候補者がいない　⇒問 15 へ
⑥ その他　　⇒問 16 へ

問 15　問 14 で⑤とお答えの方にお聞きします。今後どのような対応を予定していますか。

問 15 回答欄

① 社内で後継者を育成する
② 外部から後継者を連れてくる
③ 後継者が見つからないので廃業を考えている
④ 後継者が見つからないので「市内」の事業者へ事業譲渡を考えている
⑤ 後継者が見つからないので「市外」の事業者へ事業譲渡を考えている
⑥ わからない
⑦ その他　⇒

問 16　国や北海道、市、関係団体などの支援制度の情報は、どこから入手しますか。（上位３つ）

問 16 回答欄

1 位
2 位
3 位

① インターネット　② 制度のパンフレットやチラシ
③ 金融機関　④ 商工会議所　⑤ 行政機関（国・道・市）
⑥ 加盟している団体　⑦ 他の経営者
⑧ 特にない　⑨ 入手方法がわからない
⑩ その他

問 17　稚内市が実施している企業向け支援制度について、それぞれ選択肢から選び回答欄に回答願います。（詳細は、別紙参照）

問 17 回答欄

制　度　名　等	選　　択　　肢	回答
制度資金貸付・保証料補給金	① 利用したことがある ② 利用したことはないが、知っている ③ 知らない	
商店街活性化助成金		
商店街空き店舗活用事業助成金		
新製品等研究開発助成金		
中小企業組織化助成金		
人材育成助成金		
企業立地支援制度		
地域総合整備資金貸付制度（ふるさと融資）		
創業支援事業計画		
水産加工施設整備事業補助金		
工場設置・設備投資に伴う過疎法適用による固定資産税の課税免除制度		

問 18　稚内市の支援制度について、どのようなことを感じていますか。

問 18 回答欄

① どのような支援制度があるかわからない
② 手続きが大変である
③ 必要な制度がない　⇒⇒ 【具体的に・・】
④ 条件が合わずに利用できない
⑤ 利用したことがないのでわからない
⑥ 特にない
⑦ その他

問 19　今後の稚内市の中小企業振興において、重要視すべきものはどのようにお考えですか。（上位３つ）

問 19 回答欄

1 位
2 位
3 位

① 新規創業に対する施策　② 異業種への参入に対する施策
③ 事業規模拡大に対する施策　④ 企業間連携に対する施策
⑤ 販路拡大への施策　⑥ 資源確保への施策
⑦ 新製品開発に対する施策　⑧ 経営資金に対する施策
⑨ 人材確保に対する施策　⑩ 人材育成に対する施策
⑪ 企業誘致に関する施策
⑫ 他の行政機関等を含めた各種支援制度の情報発信の強化
⑬ 様々な情報交換ができる協議の場の設置
⑭ その他

【その他】

その他、中小企業施策に対する、ご意見がありましたらお聞かせください。

【企業概要について】

企業概要について、ご記入願います

企業名（屋号など）	ﾌﾘｶﾞﾅ:	
代表者職氏名及び年齢	職：	ﾌﾘｶﾞﾅ: 氏名： 年齢：　　歳代
本社　所在地	〒	
ご回答事務所　所在地	〒	
ご連絡先	TEL：	FAX：
	E-mail：	
ご記入者	部署名：	職　： 氏名：
主な事業所数	①市内：＿＿＿＿箇所　②宗谷管内：＿＿＿＿箇所 ③道内：＿＿＿＿箇所　④道外：＿＿＿＿箇所	
業種 (売上が多い順に３つ)	１位：□　２位：□　３位：□ ※次ページの業種一覧を参考に「記号」でご記入ください。	
従業員数	①正規職員＿＿＿＿名（うち男性＿＿＿＿名／女性＿＿＿＿名） ②非正規職員＿＿＿＿名（うち男性＿＿＿＿名／女性＿＿＿＿名） 経営者のみの場合は、「０」を記入願います。	
主な製品・商品 ・サービス		
創業年／資本金	創業年：　　年	資本金：　　円

ご協力ありがとうございました

（参考）日本標準産業分類による「業種一覧」と具体例

記号	業　　種	具　体　例
A	農業、林業	耕種農業、畜産農業、農業サービス業、園芸サービス業、育林業、素材生産業、特用林産物生産業（製薪炭業など）、林業サービス業、その他の林業（狩猟業など）
B	漁業	海面漁業、内水面漁業、海面養殖業、内水面養殖業
C	鉱業、採石業、 砂利採取業	金属鉱業、石炭・亜炭鉱業、原油・天然ガス鉱業、採石業、砂・砂利・玉石採取業、窯業原料用鉱物鉱業、その他の鉱業（酸性白土鉱業など）
D	建設業	一般土木建築工事業、土木工事業、舗装工事業、建築工事業、木造建築工事業、建築リフォーム工事業、大工工事業、とび・土工・コンクリート工事業、鉄骨・鉄筋工事業、石工・れんが・タイル・ブロック工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、床・内装工事業、その他の職別工事業（ガラス工事業、金属製建具工事業、防水工事業など）、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、官工事業、機械器具設置工事業、その他の設備工事業（築炉工事業、道路標識設置工事業など）
E	製造業	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、繊維工業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷・同関連業・化学工業、石油製品・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製品製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、その他の製造業（畳等生活雑貨製品製造業など）
F	電気・ガス・熱供給・水道業	電気業、ガス業、熱供給業、上水道業、下水道業
G	情報通信業	通信業、放送業、情報サービス業（ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業）、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字情報制作業（新聞業、出版業、広告制作業など）
H	運輸業、郵便業	鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、運輸に付帯するサービス業（港湾運送業、貨物運送取扱業、運輸施設提供業など）郵便業
I	卸売業、小売業	各種商品卸売業、繊維・衣服等卸売業、飲食料品卸売業、建築材料・鉱物・金属材料等卸売業、機械器具卸売業、その他の卸売業（家具・建具・じゅう器等卸売業、医薬品・化粧品等卸売業、紙・紙製品卸売業など）、各種商品小売業（百貨店、総合スーパーなど）、繊維・衣服・身の回り品小売業、飲食料品小売業、機械器具小売業、その他の小売業（家具・建具・畳小売業、医薬品・化粧品小売業、燃料小売業、書籍・文房具小売業、スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業など）、無店舗小売業（通信販売・訪問販売小売業、自動販売機による小売業など）
J	金融業、保険業	銀行業、協同組織金融業、貸金業、クレジットカード等非預金信用機関、金融商品取引業、商品先物取引業、補助的金融業等（信託業、金融代理業など）、保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）
K	不動産業、物品賃貸業	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、物品賃貸業（産業用機械器具賃貸業、事務用機器器具賃貸業など）
L	学術研究、 専門・技術サービス業	学術・開発研究機関、専門サービス業（法律事務所、司法書士事務所、土地家屋調査士事務所、行政書士事務所、税理士事務所、社会保険労務士事務所、芸術家業、経営コンサルタント業など）、広告業、技術サービス業（獣医業、土木建築サービス業、機械設計業、計量証明業、写真業など）
M	宿泊業、飲食サービス業	宿泊業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業
N	生活関連サービス業、 娯楽業	洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業（旅行業、衣服裁縫修理業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業など）、娯楽業（映画館、スポーツ施設提供業、遊技場など）
O	教育、学習支援業	学校教育（幼稚園、高等学校、学校教育支援機関など）、その他の教育・学習支援業（職業・教育支援施設、学習塾、教養・技能教授業（音楽教授業、書道教授業など）
P	医療、福祉	医療業、保健衛生、社会保険・社会福祉・介護事業
Q	複合サービス事業	郵便局、協同組合
R	サービス業（他に分類されないもの）	廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業（複写業、警備業など）政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業（集会場、と畜場など）

平成28年度版　稚内市制度融資・助成制度のご案内

経営の安定や設備の近代化、自主的な努力を支援するため、各種融資や助成を行っています。

■中小企業特別融資制度

低利の融資を斡旋し、保証協会の保証料を助成します。

種　別	限度額	貸付期間	貸付利率	貸付の要件	融資の条件
運　転　資　金	1,500 万円	5 年以内	短期 1．475% 長期 融資実行日時点の長期プライムレート [変動性]	・農林漁業、遊興娯楽業などの一部の業種を除く ・銀行取引停止処分、借入金返済の遅滞、市税の滞納がないこと。 ※納税証明書（資格審査等申請用）を提出のこと。	・据置き期間は 1 年以内 ・原則として担保が必要（免除することもあります） ・信用保証協会の保証付とすることができます（保証料は償還完了後に市が補給します）
設　備　資　金	5,000 万円	10 年以内			
店舗等近代化資金	3,000 万円	10 年以内			
商店街環境整備資金	3,000 万円	10 年以内			

※短期とは借入金の返済が 1 年以内で、長期とは 1 年を超える場合に適用されます。

■中小企業振興条例に基づく助成制度

中小企業者等の自主的な努力を支援します。

種　別	対象者	対象となる事業	助成率	限度額	対象経費
商店街活性化助成金	商店街振興組合など	集客力を強め販売を促進するための事業及び活性化推進を目的に行う調査又は計画策定事業	3/10	50 万円	謝金、旅費、会場借上料、会場設営費、広告宣伝費、消耗品費、調査研究委託費
商店街空き店舗活用事業助成金	商店街振興組合など	空き店舗を展覧会場、休憩所等の無料開放施設として 1 月以上継続して活用し、当該商店街の活性化を推進するために行う事業	1/2	改装費 100 万円 賃借料 月 10 万円	改装費、賃借料
新製品等研究開発助成金	中小企業者など	新製品・新技術の研究開発を行う事業	1/2	1,000 万円	謝金、旅費、原材料費、機械装置の購入、改良又は借用経費、試験分析外注費、技術指導受入費、市場調査費、包装及び容器デザイン外注費
中小企業組織化助成金	中小企業者	中小企業団体又は商店街振興組合等を組織する事業	1/2	20 万円	創立経費
人材育成助成金	中小企業者など	中小企業大学校が主催する研修に経営者及び従業員が参加する事業	1/2	1 人あたり 3 万円 1 事業所あたり 15 万円	受講料、旅費

■企業立地促進条例に基づく助成制度

工場等の新増設・設備投資を支援します。製造業のほかソフトウェアや情報処理・提供サービス業、工業製品開発のための試験研究施設が対象となります。

種　別	要　件	助成内容	限度額
施設設置費助成金	・設備投資額　2,700 万円を超えること （市税条例による課税免除対象者を除く）	固定資産税相当額（3 年間）	1,000 万円
雇用奨励助成金	・設備投資額　2,700 万円を超えること ・新規雇用者が 5 人以上	新規雇用者 1 人につき 20 万円	1,000 万円
用地取得費助成金	・設備投資額　2,700 万円を超えること ・新規雇用者が 5 人以上 ・市内に工場等を有していないこと	取得費の 1/2	5,000 万円

※稚内市税条例で課税免除が適用される場合もありますので、詳しくは税務課資産税グループ（23-6393）へご相談下さい。

■地域総合整備資金貸付制度（ふるさと融資）

地域振興につながる事業に対して無利子貸付を行います。

融資の対象と要件	・新規の雇用者が 5 人以上 ・貸付対象事業費が 2,500 万円以上（用地取得費を除く） ・公共性、事業採算性などがあること	貸 付 額	500 万円～11 億 2,000 万円（借入総額の 25%以内）
		貸付期間	15 年以内（5 年の措置期間を含む）
		貸付利率	無利子
		償還方法	元金均等の半年賦償還
		保 証 人	民間金融機関等の連帯保証が必要

国の保証制度
セーフティネット保証（５号認定）のご案内

◎セーフティネット保証（５号）について

経済産業大臣が指定する事由（下記認定要件（イ）、（ロ）、（ハ））に該当していることを市長が認定した場合に適用される保証です。原油・原材料価格や仕入れ価格の高騰、景気悪化の影響を強く受けている中小企業者の皆様を対象に、民間金融機関から融資をうける際に信用保証協会が、一般保証と別枠で保証します。

「認定申請書」及び「計算書」の様式は、市水産商工課、もしくは市水産商工課のホームページにあります。

保証限度額	２億 8000 万円以内（うち無担保 8000 万円以内）
保証料率・保証期間	下記の北海道信用保証協会旭川支店へお問い合わせ下さい。 北海道信用保証協会旭川支店　　電話　0166-24-1441　　FAX　0166-25-5649
対象事業者	指定業種については、中小企業庁ホームページをご覧下さい。→　http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm

（イ）

認定要件

主たる業種が指定業種に属する事業を行っており、最近３か月間（算出困難な場合は直近決算期）の平均売上高等が前年同期比５％以上減少していること。（イ）の申請様式は、３種類あるので、認定基準を満たす様式で申請してください。

申請書類

①.認定申請書第５号ー（イ-①～③）※２部提出

②.計算書（申請様式に合う計算書を使用してください）

③.最近３か月及び前年同期の売上高等が確認できる資料　（月別試算表等※用意できない場合は、直近決算期とその前期における決算書のコピー）

④.業種が確認できる書類　（商業登記簿謄本又は許可業の場合は許可証のコピー等）

（ロ）

認定要件

主たる業種が指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち 20%以上を占める原油等の仕入価格が 20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていないこと。（ロ）の申請様式は、３種類あるので、認定基準を満たす様式で申請してください。

申請書類

①.認定申請書第５号ー（ロ-①～③）※２部提出　②.計算書（申請様式に合う計算書を使用してください）　③.最近１か月及び前年同期の原油等の平均仕入単価を確認できる書類（伝票等）④.最新の売上原価と、売上原価に対応する原油等の仕入価格が確認できる書類　⑤.最近３か月及び前年同期の原油等の仕入価格が確認できる書類（伝票等）　⑥.最近３か月及び前年同期の売上高が確認できる書類（試算表、売上台帳等）　⑦.業種が確認できる書類（商業登記簿謄本又は許可業の場合は許可証のコピー等）

（ハ）

認定要件

主たる業種が指定業種に属する事業を行っており、円高の影響により、最近１か月間の売上高等が前年同月比１０％以上減少しており、かつ、その後２か月間を含む３か月間の売上高等が前年同期比１０％以上減少することが見込まれること。（その後、２か月間の見込みについては、売上高等が減少すると思われる理由を書面で説明して頂きます。）（ハ）の申請様式は、３種類あるので、認定基準を満たす様式で申請してください。

申請書類

①.認定申請書５号ー（ハ-①～③）※２部提出

②.計算書（申請様式に合う計算書を使用してください。）

③.最近１か月及び前年同月の売上高等が確認できる書類（月別試算表等※申請月の前月が基本）

④.その後２か月間の売上高等が前年同期比１０％以上減少すると思われる理由（理由書の様式は問いません）

⑤.業種が確認できる書類（商業登記簿謄本又は許可業の場合は許可証のコピー等）

※認定書の発行は、原則として申請書提出の翌日となりますのでご注意ください。

※本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

※認定申請書は稚内市役所のホームページからダウンロードできます。（市トップページ→各課のページ→水産商工課→融資、助成制度に関すること→セーフティネット保証制度）

稚内市制度融資・助成制度についてお気軽にご相談下さい。
稚内市建設産業部水産商工課商工・労働グループ（市役所２階）
TEL　0162-23-6467
FAX　0162-23-7999